平成２４年（フ）第５０号
熊本県八代市西宮町887番地
債務者　井山　宗美
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第７４８号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地６―７―101
債務者　横倉　吾郎
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８６６号
東京都八王子市元本郷町３丁目28番６号萩原荘101号
債務者　岩崎　　孝
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８８０号
東京都国分寺市光町１丁目33番地10ファミール国立102
債務者　針尾美智恵
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８８２号
東京都羽村市緑ヶ丘５丁目16番地25フェリーチェ羽村201
債務者　座間　博明
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８８５号
東京都八王子市千人町４丁目３番22号串田荘
債務者　門倉　好孝
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８９３号
東京都昭島市上川原町２丁目10番５―301号
債務者　加藤沙由里
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３４１号
川崎市多摩区菅３丁目９番11号　金竜荘206
債務者　島田　宏子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３７７号
川崎市川崎区中島１丁目２番15号　グランデュール和田102
債務者　大屋佐代子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３８０号
川崎市多摩区菅北浦２丁目12番18号　第２宮下荘206
債務者　松本　勝彦
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９５号
川崎市多摩区長沢４丁目37番６―103号　ファミーユ長沢
債務者　宮崎　裕之
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９６号
川崎市多摩区長沢４丁目37番６―103号　ファミーユ長沢
債務者　宮崎　明子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９９号
川崎市宮前区南平台16番12―507号
債務者　伊藤武こと　伊藤　好雄
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４１０号
川崎市幸区鹿島田55番地　サクラハイツ202
債務者　丸山　隆介
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６６３号
横浜市戸塚区平戸町250番地
債務者　齋藤　勝子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部